

○提出書類

✓記入

- ① 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ② 全項目記載の令和7年度所得課税証明書
- ③ 生徒の国籍を確認できる書類（日本国籍：戸籍抄本、外国籍：在留カードの写または特別永住者証明書の写し）
- ④ 扶養誓約書（様式3）及び参考様式① ※親権者以外の者による申請の場合に必要。ただし、親権者以外の者が申請している理由によっては、申請が認められないことがあります。
- ⑤ 債権・債務者登録申請書（別添様式）
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状（給付金の代理受領等を委任する場合のみ）（様式6） 校納金が未納の方



※家計急変については、⑧～⑩についても提出ください。

- ⑧ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑨ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
給与所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等
営業所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和7年度所得課税証明書（写可）
【家計急変後の収入】所得見込証明書（別添様式）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、
確定申告書の写し等
- ⑩ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか
※定年退職などは、家計急変の対象となりません。
※生活保護の生業扶助の受給者は、家計急変の対象となりません。
※家計急変審査は世帯の収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細や領収書等の書類は不要です。
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

（☑）は該当者のみ、整えて提出ください。

☑ は「家計急変」で提出する方全員すべて必ず整えて提出ください。